

株主各位

## 第56回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

●事業報告

「事業の経過及びその成果」

「財産及び損益の状況」

「対処すべき課題」

「その他企業集団の現況に関する重要な事項」

「会社の新株予約権等に関する事項」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）  
及び当該体制の運用状況の概要」

●連結計算書類

●計算書類

●監査報告

第56期（2025年1月1日～2025年12月31日）



株式会社 **ラックランド**

\* 上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたく、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 事業報告（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

### 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）におけるわが国経済は、米国政権交代に伴う米国の通商政策の先行き不透明感が続くなか、物価の上昇や金利環境の正常化、さらに国内における人手不足に伴う人件費の上昇などにより、企業のコスト負担が高まる状況が継続しました。一方で、インバウンド需要の回復や個人消費の持ち直しを背景に、わが国経済は緩やかな成長基調を維持しました。

建設業界においては、資材価格の高止まりに加え、就業者数の長期的な減少や高齢化の進行に伴う人手不足の深刻化により、人件費の上昇が継続するなど、コスト面において厳しい事業環境が続いています。その一方で、非製造業分野を中心とした民間工事の受注は堅調に推移しており、建築需要の底堅さがうかがえます。さらに、既存建築物の利活用や業態変更に伴う改装・改修ニーズについても、外部環境の変化や消費者ニーズの多様化を背景に着実な拡大が見られ、特に外食産業、宿泊業及び小売業においては、施設の機能更新や集客力強化を目的としたリニューアル需要が堅調に推移しました。

このような市場環境のもと、当社が手掛ける既存施設の改装工事や、新築建築物の竣工後又は躯体工事後に行う内装工事・設備工事といった後工程においても、引き合いは引き続き活発な状況となりました。一方で、後工程を担う事業特性上、ゼネコン等による建築工事の進捗状況や工程変更の影響を受けやすく、外部環境の変化に対する柔軟な対応力や、建設業界全体の課題である施工力確保への対応が引き続き求められる事業環境となっています。

このような事業環境を受け、当社の当連結会計年度の経営成績は、前連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）と比較して、売上高及び各段階利益ともに大幅な増加となりました。受注環境は概ね良好に推移し、大型物件の引渡しもあったことから、売上高は大幅に増加しました。また、売上高の増加に伴う売上総利益の拡大に加え、労務費等のコスト上昇が継続するなかにおいても、適正な受注価格の確保が進んだことにより粗利率が上昇しました。さらに、交際接待費や販管費に係る業務委託費等の削減をはじめとするコスト抑制に努めた結果、特別損失として貸倒引当金繰入額等が発生したものの、親会社株主に帰属する当期純利益についても大幅な増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高565億7千4百万円（前期比18.7%増）、営業利益40億3千3百万円（前期比1,627.3%増）、経常利益41億5千1百万円（前期比968.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益20億8千1百万円（前期は4億7千9百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、各事業分野別売上高は次のとおりであります。

### 【事業分野別 連結売上高】

（単位：百万円）

区 分	第53期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第54期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第55期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	第56期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
①店舗施設の制作事業(注1)	25,270	22,512	29,653	32,259
②商業施設の制作事業(注1)	5,833	9,221	8,022	13,630
③食品工場・物流倉庫の制作事業(注1)	3,583	4,504	3,249	1,606
④メンテナンス事業	2,313	2,499	2,872	2,789
⑤省エネ・CO2削減事業(注2)	124	118	104	76
⑥建築事業	3,901	6,260	3,756	6,211
計	41,027	45,116	47,659	56,574

(注1)「制作事業」とは、ここでは企画、設計及び施工の事業を指しております。

(注2)「省エネ・CO2削減事業」について、2026年12月期以降「環境領域事業」へ名称を変更する予定です。本名称変更は、事業内容の実態を踏まえ、事業分野の位置づけ・解釈を整理するものです。省エネ・CO2削減への直接的な貢献に限定せず、環境に関連する取り組みとして適切に位置づけることを目的としています。なお、事業内容及び売上高の集計方法に変更はありません。

## 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第53期	第54期	第55期	第56期
		(2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	(当連結会計年度) (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
売上高	(百万円)	41,027	45,116	47,659	56,574
営業利益 又は 営業損失(△)	(百万円)	△312	460	233	4,033
経常利益	(百万円)	97	612	388	4,151
親会社株主に帰属する当期純利益 又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△168	252	△479	2,081
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失(△)		△16円63銭	24円58銭	△46円61銭	201円98銭
総資産	(百万円)	30,779	27,379	25,495	29,740
純資産	(百万円)	10,107	10,049	9,318	13,111

(注) 第53期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第53期	第54期	第55期	第56期
		(2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	(当事業年度) (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
売上高	(百万円)	29,175	32,088	33,721	42,118
営業利益 又は 営業損失(△)	(百万円)	△713	68	△779	2,795
経常利益 又は 経常損失(△)	(百万円)	△496	253	△619	3,476
当期純利益 又は 当期純損失(△)	(百万円)	△1,016	△49	△1,226	1,891
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失(△)		△100円19銭	△4円84銭	△119円34銭	183円54銭
総資産	(百万円)	25,844	22,397	19,981	23,046
純資産	(百万円)	8,012	7,698	6,248	9,775

(注) 第53期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

## 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境においては、建設業界全体における人材不足や人件費の上昇、案件の大型化・高度化に伴う施工管理体制の強化、並びに業務の効率化及び収益性の安定的な向上が重要な課題となっております。また、インフレや金利動向の変化、建設コストの高止まり等の外部環境を踏まえ、適切な受注戦略と財務健全性の維持を両立する経営が求められております。加えて、ガバナンス体制の継続的な強化は、当社グループにとって最重要課題であり、内部統制及びリスク管理体制の高度化、コンプライアンス意識の更なる浸透を図ってまいります。

これらの課題に対応するため、当社グループは、2026年12月期から2028年12月期までの3か年を対象とする中期経営計画を策定し、「飛躍のための土台作りフェーズ」と位置付け、経営基盤の強化と収益構造の確立に取り組んでおります。本中期経営計画においては、事業（サービス）、人財、財務を重点テーマとし、これらをDXの推進により有機的に連動させることで、持続的な成長と企業価値向上を目指しております。

具体的には、施工管理技術者をはじめとする有資格者の確保・育成及び適切な配置を進めるとともに、業務プロセスの標準化・可視化及び基幹システムの刷新等を通じて、生産性向上と経営判断の迅速化を図ってまいります。また、提供価値の再定義及び事業ポートフォリオの最適化により、安定的な営業利益率の確保とROEの向上を目指すとともに、キャッシュ創出力の強化と投資の選択と集中を進めてまいります。

株主還元につきましては、成長投資とのバランスを踏まえつつ、段階的な配当性向の引き上げを視野に入れ、持続的な還元を実現できる経営基盤の構築に努め、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

本中期経営計画の詳細につきましては、第56回 定時株主総会招集ご通知39ページ～42ページの「中期経営計画（連結） 2026年12月期～2028年12月期」をご参照ください。

## その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

- ①当事業年度の末日において当社役員が職務執行の対価として保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③その他当社の新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

# 会計監査人の状況

## (1) 名称

監査法人アリア

## (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

## (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、監査法人アリアの報酬等について、同会計監査人の監査実施体制・監査品質の内容及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

## (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

## (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況の概要

## (1) 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、社会の一員である企業として、法令遵守及び倫理維持（コンプライアンス）の徹底は、存続上、極めて重要な経営課題と認識しており、すべての取締役及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

- ①当社及び子会社のすべての取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス研修を実施し、すべての取締役及び従業員がそれを受講することにより法令遵守の浸透を図り、透明かつ遵法性を意識した企業風土の構築に努めております。
- ②これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、リスク管理・コンプライアンス規程を制定し、社外の有識者を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を通じ、横断的なコンプライアンス体制の強化に努めます。
- ③当社及び子会社のコンプライアンスに関する通報・相談窓口として当社の監査等委員会直轄の内部監査室と、当社と利害関係を有さない社外の弁護士を任命し、その任に当たっては通報（相談）者の保護の徹底を図ります。なお、通報（相談）の内容に応じて、社内外の機関（顧問弁護士、公認会計士、監査等委員会、当社取締役、当社コーポレート統括本部長等）と協議して適切な対応を図ります。
- ④内部監査室は、定期的実施する内部監査を通じて、当社及び子会社における業務活動及び諸制度（社内規程等）が適法かつ適正妥当に遂行されているかを監査し、監査結果を監査等委員会へ直接報告したうえで、当社の被監査部門及び子会社の代表取締役への監査結果通知、並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりコンプライアンス体制の強化を図ります。なお、リスク・コンプライアンス委員会委員長は、監査結果が重要であると判断した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を招集し速やかに対処し、再発防止策を策定します。
- ⑤監査等委員会は、上記④の内部監査室による監査結果や対策・改善状況等及びリスク・コンプライアンス委員会による再発防止策等について報告を受け、必要に応じて、具体的な指示や助言を行います。

## (2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社及び子会社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存及び管理を行います。
  - a. 株主総会議事録と関連資料
  - b. 取締役会議事録と関連資料
  - c. 取締役が主催するその他の重要な社内会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
  - d. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）あるいは執行役員（従業員資格）を決裁者とする決裁書類及び付属書類
  - e. その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に関する重要な文書
- ②子会社の取締役は、関係会社管理規程の定めに基づき、職務執行に係る事項等を報告し、必要に応じて子会社における取締役会議事録等の写しを当社に提出します。
- ③上記①の文書に係る保存及び管理の責任者として、当社はコーポレート統括本部長、子会社は代表取締役を任命します。当社及び子会社の各責任者は、これらの文書を法令及び文書取扱規程等に基づき定められた期間保管するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会からの閲覧要請に速やかに対応できる体制を整備します。

## (3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、様々な損失の危険（リスク）に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前の適切な対応策の準備等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を図ります。

- ①これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、リスク管理・コンプライアンス規程を制定し、事業上のリスク管理体制を定め、常時リスクに対する意識の向上に努めます。
- ②社外の有識者を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の社内外で想定される潜在リスクを整理し、未然の対策を推進し、当社及び子会社の一層のリスク管理体制の強化を図ります。
- ③当社の内部監査室は、定期的実施する内部監査を通じて、当社及び子会社におけるリスクの管理状況を監査し、調査結果あるいは監査結果を監査等委員会へ直接報告したうえで、当社は被監査部門へ、子会社は代表取締役へ監査結果通知並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりリスク管理体制の強化を図ります。なお、リスク・コンプライアンス委員会委員長は調査結果あるいは監査結果が重要であると判断した場合は、当社の取締役会に報告をし、その内容に応じて顧問弁護士、公認会計士等と協議して適切な対応を図ります。

#### **(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役は、グループの経営基本方針に基づき策定した連結年度計画及び連結中期経営計画の達成のために行動し、各社の管掌部門が当初の予定どおりに進捗しているか確認をし、取締役会等の重要な社内会議に報告をします。

なお、その職務の執行に関しては、職務権限規程、業務分掌規程や関係会社管理規程等に基づき権限の委譲を行っております。さらに、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料を取締役及び従業員に配布する体制を整備します。

#### **(5) 当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ①原則として、当社の取締役及び従業員が関係会社の取締役もしくは監査役として就任し、関係会社における業務の適正性を監視できる体制を整備します。
- ②関係会社の事業の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定め、当該規程に則り関係会社の取締役等は、関係会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に当社の取締役会等へ報告をします。
- ③当社企業グループのコンプライアンス及びリスク管理体制を確立し適切に運用することを目的としてリスク管理・コンプライアンス規程を定め、当該規程に則り社外の有識者を委員長とし関係会社の役員を実施責任者としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社企業グループの横断的なコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図ります。

#### **(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携が保持される体制を整備し、職務執行の効率性及び実効性を高めます。

また、監査等委員会は必要に応じて、取締役会にその職務を補助すべき従業員を置くことを要請することができ、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、速やかに必要な人員を配置します。なお、当該従業員は監査等委員会スタッフ業務に関して監査等委員会の指揮命令下に置くものとします。その場合、取締役会は、当該従業員の人事について任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保します。

## **(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ①原則として、監査等委員は重要な社内会議に出席します。当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（従業員資格）は、取締役会等の重要な社内会議において担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の重要事項については監査等委員会に都度速やかに報告を行います。
- ②当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や重大な違反行為を発見したとき、速やかに当社の監査等委員会に報告します。
- ③当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行います。
- ④内部通報制度運用規程を制定し、当社の内部監査室及び当社と利害関係を有さない社外の弁護士を受付者とする当社及び子会社の共通の内部通報窓口を設置し、適切な運用管理を通じ、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への迅速な報告体制を整備します。
- ⑤子会社の取締役及び従業員は、上記④の内部通報窓口の利用のほか、当社及び子会社の取締役、従業員のコンプライアンス違反等について、監査等委員会へ直接に報告を行うことができます。
- ⑥上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。内部通報制度運用規程において内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し適切な運用を行います。

## **(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査等委員会の監査業務の実施に当たり必要と認める場合、監査等委員は自らの判断で、弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用することができる体制をとっております。
- ②監査等委員から職務執行について生じた費用等の前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとします。

## **(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、社会の一員である法人企業として、反社会的勢力の排除に向け、すべての取締役及び従業員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。この方針の下、反社会的勢力と関わることはいかなる形であっても絶対にあってはならないと認識し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない」ことを行動

指針として掲げております。具体的には、所轄の警察署を主導とする地区の企業を対象とした、新宿地区特殊暴力防止対策協議会に入会し、不当要求等の反社会的勢力の動向、対処方法について学び、反社会的勢力排除に向け、積極的に取り組んでいます。また、実際に事柄が起きた場合には、すぐに所轄の警察署へ連絡・相談を行い、警察署指導の下、対処をする体制を整備しています。

また、当社及び子会社は統一の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、企業活動上の各取引等に際して、相手先が反社会的勢力ではない、関係を持たないことを確認するとともに、「反社会的勢力からの不当要求に関する対応要領」を整備し、反社会的勢力の徹底的な排除に取り組んでいます。

## **(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

なお当社の機関設計は、第46回定時株主総会における定款変更決議に基づき、取締役会の監査・監督機能の強化により経営の公正性・透明性を確保し、コーポレートガバナンスを一層強化しつつ経営の迅速性・機動性を向上させるために、2016年3月30日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

### **①コンプライアンスについて**

当社は、当社及び当社グループ各社のすべての取締役及び従業員に対し、その階層に応じて社内研修での教育及び各種の会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

### **②リスク管理体制について**

当社は内部通報制度運用規程により内部通報等に関する体制を整備しており、当社グループ各社もこの内部通報制度を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めており、経営における重大な損失、不利益等を最小限にするための体制の維持に努めております。

### **③取締役の職務執行について**

取締役会を毎月開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、月次で業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から種々の審議を行っております。

### **④内部監査の実施について**

- a. 内部監査室にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、並びに業界団体の定めるガイドライン等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力のうえ、関係書類の閲覧及び実地調査をしております。
- b. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門及び当社グループ各社の業務監査、内部統制監査を実施、内部監査報告書を作成し、監査等委員会及び取締役会に対し報告を行っております。

#### ⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- a. 各監査等委員は、取締役会及び重要な経営会議等への出席により、必要な場合は意見を述べることで監査業務の有効性の確保に努めております。
- b. 監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき内部監査室と連携して当社グループ各社を含め監査を実施しております。  
また、内部監査室、会計監査人との意見交換・情報交換等を通じて、情報の共有と連携の強化を図っております。
- c. 監査等委員の職務の執行に必要な費用については、監査等委員の請求に基づき、これを会社が負担する体制ができております。

#### ⑥グループ管理体制について

- a. 子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」を定め、当社の総務部長が子会社から報告及び相談を受け、重要な事項については当社の取締役会へ諮る体制を整えております。
- b. 子会社の業務執行状況を把握するため、必要に応じて子会社に当社の取締役及び従業員を派遣又は出向させるほか、月次で子会社の財務状況やその他の状況を報告させ、当社の総務部が取締役会等へ適宜報告しております。
- c. 年次決算については毎年、子会社の責任者が当社の取締役会等へ直接報告する機会も設けております。また、業務の適正を確保するために、当社の内部監査室が定期的に子会社の業務監査を実施しております。

# 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第56期 2025年12月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,278</b>
現金及び預金	11,521
受取手形、売掛金及び契約資産	8,111
商品	541
仕掛品	1,958
原材料及び貯蔵品	123
その他	1,026
貸倒引当金	△3
<b>固定資産</b>	<b>6,461</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,254</b>
建物及び構築物	704
機械装置及び運搬具	146
土地	2,118
建設仮勘定	5
その他	278
<b>無形固定資産</b>	<b>970</b>
のれん	556
ソフトウェア	401
ソフトウェア仮勘定	1
その他	10
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,236</b>
投資有価証券	84
長期売掛金	1,521
固定化営業債権	145
繰延税金資産	350
その他	917
貸倒引当金	△781
<b>資産合計</b>	<b>29,740</b>

科目	第56期 2025年12月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>15,644</b>
支払手形及び買掛金	6,513
電子記録債務	1,721
短期借入金	1,540
1年内返済予定の長期借入金	262
未払法人税等	1,018
契約負債	2,084
賞与引当金	399
受注損失引当金	129
その他	1,974
<b>固定負債</b>	<b>984</b>
長期借入金	521
役員退職慰労引当金	74
退職給付に係る負債	97
繰延税金負債	89
その他	200
<b>負債合計</b>	<b>16,628</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>13,166</b>
資本金	4,742
資本剰余金	4,263
利益剰余金	4,162
自己株式	△1
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△118</b>
その他有価証券評価差額金	25
為替換算調整勘定	△144
<b>非支配株主持分</b>	<b>64</b>
<b>純資産合計</b>	<b>13,111</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,740</b>

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第56期	
	自	2025年1月1日
	至	2025年12月31日
売上高		56,574
売上原価		46,823
売上総利益		9,750
販売費及び一般管理費		5,717
営業利益		4,033
営業外収益		307
受取利息及び配当金		26
不動産賃貸収入		130
為替差益		25
貸倒引当金戻入額		0
その他		124
営業外費用		188
支払利息		55
遅延損害金		0
不動産賃貸原価		114
その他		19
経常利益		4,151
特別利益		140
固定資産売却益		56
投資有価証券売却益		83
その他		0
特別損失		983
固定資産売却損		25
固定資産除却損		194
貸倒引当金繰入額		599
関係会社株式売却損		133
投資有価証券売却損		14
投資有価証券評価損		13
その他		2
税金等調整前当期純利益		3,308
法人税、住民税及び事業税		1,058
法人税等調整額		122
当期純利益		2,127
非支配株主に帰属する当期純利益		45
親会社株主に帰属する当期純利益		2,081

# 連結株主資本等変動計算書

第56期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,992	3,584	2,080	△256	9,400
当期変動額					
新株の発行	749	749			1,499
親会社株主に帰属する 当期純利益		2,081			2,081
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△70		254	184
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	749	679	2,081	254	3,765
当期末残高	4,742	4,263	4,162	△1	13,166

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	67	△180	△112	0	29	9,318
当期変動額						
新株の発行						1,499
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,081
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						184
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△41	35	△6	△0	34	27
当期変動額合計	△41	35	△6	△0	34	3,793
当期末残高	25	△144	△118	－	64	13,111

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	25社
主要な連結子会社の名称	株式会社ケークリエイト ニイクラ電工株式会社 光電機産業株式会社 マツハ機器株式会社 エースセンター株式会社 株式会社木戸設備工業 協和電設株式会社 静清装備株式会社 光立興業株式会社 大阪エアコン株式会社 オーエイテクノ株式会社 日本ピー・アイ株式会社 墨東建材工業株式会社 株式会社環境装備エヌ・エス・イー LUCKLAND ASIA PTE. LTD. LUCKLAND(CAMBODIA) Co.Ltd. LUCKLAND MALAYSIA SDN. BHD. LUCKLAND(THAILAND) CO.,LTD. LUCKLAND VIET NAM CO.,LTD. PT. LUCKLAND CONSTRUCTION INDONESIA 台灣樂地建築室內裝修股份有限公司 VIET BOKUTO CO., LTD
連結の範囲の変更	当連結会計年度において、株式会社ハイブリッドラボの株式を全て売却したことに伴い、連結の範囲から除いております。

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産

商品・原材料・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)

レンタル器具

経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数に基づいた定額法で処理しております。

レンタル器具以外

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### ④長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約の損失に備えるため、当連結会計年度末の請負案件のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な請負案件については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払に充当するため、役員との契約に基づく要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

制作に係る請負案件に係る収益認識に関して、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

通常の支払期限について、履行義務の充足時点である引渡後概ね1か月程度で支払いを受けておりますが、履行義務の充足前に受領し契約負債として計上している場合もあります。

なお、契約に含まれる重要な金融要素及び重要な対価の変動はありません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. のれんの減損損失の認識

当連結会計年度の連結貸借対照表の資産の部、固定資産、無形固定資産にのれん556百万円を計上しております。

のれんの減損については、子会社において減損の兆候があると判断した場合には、子会社の事業計画に基づいて獲得する割引前将来キャッシュ・フローの総額が、のれん及び固定資産の帳簿価額を上回るかどうかを検討し、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。

なお、子会社の事業計画は不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済条件の変動等により翌連結会計年度においても損失が発生する可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

当連結会計年度の連結貸借対照表の資産の部、固定資産に有形固定資産3,254百万円及び無形固定資産（のれんを除く）414百万円を計上しております。

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。さらに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各資産または各資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要な場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

### 3. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高

当連結会計年度の連結損益計算書において、この方法により24,435百万円の売上高を計上しております。

制作に係る請負案件については、工期がごく短い工事を除き、売上高総額、売上原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて一定の期間にわたり収益を認識し売上高を計上しております。売上高総額は、当事者間で合意された工事契約等に基づいて見積っております。売上原価総額は、工事案件ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算は工事着工後も実際発生原価との比較を行い適時に見直しを行っております。また、工事進捗度は、原価比例法によって見積っております。

なお、売上高総額及び売上原価総額の見積りは、工事契約の変更等工事着手後の作業内容の変更、実行予算作成時に顕在化していなかった事象の発生等の状況変化により変動する可能性があり、不確実性を伴います。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす場合があります。

### 連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,293百万円  
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額28百万円が含まれております。
- 当連結会計年度の末日は金融機関が休業日でありましたが、当連結会計年度末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。  
なお、当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。  
受取手形 30百万円
- 損失が見込まれる請負案件に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。  
損失の発生が見込まれる請負案件に係る棚卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は109百万円（うち、仕掛品109百万円）であります。

### 連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 売上原価に含まれている受注損失引当金 129百万円
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。  
売上原価 38百万円
- 特別利益の投資有価証券売却益及び特別損失の投資有価証券売却損は、政策保有株式売却により保有する資産の効率化と財務体質の強化を図るため、当社が保有する投資有価証券の一部を売却したものです。
- 特別損失の貸倒引当金繰入額は、2025年12月31日の長期売掛金の期末残高1,521百万円について、当該取引先及び当該取引先のメインバンクより一部債務免除の依頼があり、当該取引先及び当該長期売掛金の保証会社における財務状況や将来の収益環境等を考慮し検討した結果、将来の回収可能性が極めて低いと合理的に見込まれる金額を計上したものであります。
- 特別損失の関係会社株式売却損は、連結子会社である株式会社ハイブリッドラボの株式を全て売却したことによるものであります。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,397,100	969,600	—	11,366,700
合計	10,397,100	969,600	—	11,366,700

(注) 普通株式の株式数の増加969,600株は2025年12月5日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による新株式の発行によるものであります。

- 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年3月30日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- 株式の種類 普通株式
- 配当金の総額 227百万円
- 1株当たり配当金額 20.00円
- 基準日 2025年12月31日
- 効力発生日 2026年3月31日

### 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金等に限定した運用をし、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、一部の連結子会社において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を銀行等金融機関から借入して資金を調達しております。

- 主な金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、長期売掛金、固定化営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月回収遅延債権の把握及び対応の検討会議を開催し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、主な取引先の信用状況を原則1年ごとに把握し、与信限度額を見直す体制としております。

投資有価証券は、市場価格のある株式は市場価格の変動リスクに、市場価格のない株式は投資先の信用リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに各保有銘柄の時価又は実質価額並びに含み損益が取締役に報告されております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、契約負債及び金銭債務である未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、運転資金に係る資金調達であります。営業債務及び短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成し管理しております。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	8,111		
貸倒引当金 (※2)	△3		
	8,107	8,107	—
(2) 投資有価証券			
其他有価証券 (※3)	84	84	—
(3) 長期売掛金	1,521		
貸倒引当金	△599		
	922	922	—
(4) 固定化営業債権	145		
貸倒引当金 (※2)	△145		
	—	—	—
資産計	9,113	9,113	—
(1) 支払手形及び買掛金	6,513	6,513	—
(2) 電子記録債務	1,721	1,721	—
(3) 短期借入金	1,540	1,540	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	262	262	—
(5) 契約負債	2,084	2,084	—
(6) 未払法人税等	1,018	1,018	—
(7) 長期借入金	521	503	△18
負債計	13,663	13,644	△18

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 受取手形、売掛金及び契約資産、長期売掛金及び固定化営業債権については、貸倒引当金を控除しております。

(※3) 以下の金融商品は、市場価格がなく、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0

(注1) 金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,521	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	8,111	-	-	-
長期売掛金	922	-	-	-
固定化営業債権	-	-	-	-
合計	20,554	-	-	-

長期売掛金及び固定化営業債権のうち、償還予定額が見込めない599百万円及び145百万円は含めておりません。

(注2) 長期借入金等の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,540	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	262	-	-	-
長期借入金	-	501	20	-
合計	1,802	501	20	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	84	－	－	84
資産計	84	－	－	84

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	8,107	－	8,107
長期売掛金	－	922	－	922
固定化営業債権	－	－	－	－
資産計	－	9,029	－	9,029
支払手形及び買掛金	－	6,513	－	6,513
電子記録債務	－	1,721	－	1,721
短期借入金	－	1,540	－	1,540
1年内返済予定の長期借入金	－	262	－	262
契約負債	－	2,084	－	2,084
未払法人税等	－	1,018	－	1,018
長期借入金	－	506	－	506
負債計	－	13,647	－	13,647

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、長期売掛金、固定化営業債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、契約負債、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは一貫した店舗施設制作の単一セグメントのため、（セグメント情報等）での記載は省略しておりますが、事業内容を明確化するために事業分野を6つに区分しております。

事業分野別に分解した分析は次のとおりであります。

	売上高（百万円）
事業分野別の名称	
店舗施設の制作事業（企画・設計・施工）	32,259
商業施設の制作事業（企画・設計・施工）	13,630
食品工場、物流倉庫の制作事業（企画・設計・施工）	1,606
メンテナンス事業	2,789
省エネ・CO2削減事業	76
建築事業	6,211
顧客との契約から生じる収益	56,574
その他の収益	—
外部顧客への売上高	56,574

(注) 「省エネ・CO2削減事業」について、2026年12月期以降「環境領域事業」へ名称を変更する予定です。本名称変更は、事業内容の実態を踏まえ、事業分野の位置づけ・解釈を整理するものです。省エネ・CO2削減への直接的な貢献に限定せず、環境に関連する取り組みとして適切に位置づけることを目的としています。なお、事業内容および売上高の集計方法に変更はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	5,326	4,997
契約資産	1,548	3,113
契約負債	1,341	2,084

契約資産は、主に顧客との請負工事契約について期末日時点で未竣工であるが履行義務の充足に伴う取引の対価であります。契約資産は、竣工した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。当該対価は、契約の条件に従い、概ね履行義務の充足に応じて段階的に受領しております。契約負債は、主に顧客との請負工事契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は604百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務（メンテナンス事業、省エネ・CO2削減事業及びその他事業の中でも請負契約以外の商品等の売上等に係る履行義務については、当初に予想される契約期間が1年以内のため除く）に配分された取引価格の総額は17,582百万円であります。

当該残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
1年以内	11,167
1年超2年以内	6,245
2年超3年以内	102
3年超	66
合計	17,582

## 企業結合等関係に関する注記

該当事項はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,147円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 201円98銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2026年2月13日開催の当社取締役会において、役員の報酬制度の見直しを行い、当社の取締役を対象として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額90百万円以内(うち社外取締役27百万円以内)、監査等委員である取締役に ついて年額30百万円以内とする譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年3月30日開催予定の当社第56回定時株主総会に付議することといたしました。

# 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第56期 2025年12月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,548</b>
現金及び預金	7,600
受取手形	782
売掛金及び契約資産	5,058
商品	8
仕掛品	1,187
原材料及び貯蔵品	85
前渡金	398
前払費用	151
その他	681
貸倒引当金	△407
<b>固定資産</b>	<b>7,498</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,829</b>
建物	633
車両運搬具	50
工具、器具及び備品	232
土地	1,907
建設仮勘定	5
<b>無形固定資産</b>	<b>397</b>
商標権	0
ソフトウェア	389
電話加入権	8
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,271</b>
投資有価証券	11
関係会社株式	1,678
出資金	0
関係会社出資金	0
従業員に対する長期貸付金	19
関係会社長期貸付金	1,800
長期売掛金	1,521
固定化営業債権	105
繰延税金資産	240
長期前払費用	14
敷金及び保証金	513
会員権	29
その他	42
貸倒引当金	△1,705
<b>資産合計</b>	<b>23,046</b>

科目	第56期 2025年12月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>12,810</b>
支払手形	1,126
電子記録債務	1,511
買掛金	4,062
短期借入金	1,540
1年内返済予定の長期借入金	150
未払金	307
未払費用	627
賞与引当金	378
未払法人税等	840
契約負債	1,433
預り金	106
前受収益	18
受注損失引当金	129
債務保証損失引当金	10
その他	567
<b>固定負債</b>	<b>460</b>
長期借入金	275
関係会社事業損失引当金	14
その他	170
<b>負債合計</b>	<b>13,270</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>9,775</b>
<b>資本金</b>	<b>4,742</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>4,272</b>
資本準備金	2,798
その他資本剰余金	1,473
<b>利益剰余金</b>	<b>762</b>
その他利益剰余金	762
繰越利益剰余金	762
<b>自己株式</b>	<b>△1</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>0</b>
その他有価証券評価差額金	0
<b>純資産合計</b>	<b>9,775</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,046</b>

# 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第56期	
	自	2025年1月1日
	至	2025年12月31日
売上高		42,118
売上原価		35,290
売上総利益		6,827
販売費及び一般管理費		4,032
営業利益		2,795
営業外収益		921
受取利息及び配当金		533
仕入割引		43
不動産賃貸料		166
業務受託料		34
貸倒引当金戻入額		47
為替差益		44
その他		50
営業外費用		241
支払利息		50
遅延損害金		0
不動産賃貸原価		119
業務委託費		16
貸倒引当金繰入額		39
その他		16
経常利益		3,476
特別利益		160
固定資産売却益		55
投資有価証券売却益		68
新株予約権戻入益		0
関係会社貸倒引当金戻入額		7
債務保証損失引当金戻入額		20
関係会社事業損失引当金戻入額		8
特別損失		900
固定資産売却損		25
固定資産除却損		194
貸倒引当金繰入額		599
投資有価証券売却損		14
投資有価証券評価損		13
関係会社株式売却損		50
関係会社貸倒引当金繰入額		2
税引前当期純利益		2,736
法人税、住民税及び事業税		744
法人税等調整額		100
当期純利益		1,891

# 株主資本等変動計算書

第56期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	3,992	2,048	1,543	3,592	△1,129	△1,129	△256	6,199
当期変動額								
新株の発行	749	749		749				1,499
当期純利益					1,891	1,891		1,891
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△70	△70			254	184
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	749	749	△70	679	1,891	1,891	254	3,575
当期末残高	4,742	2,798	1,473	4,272	762	762	△1	9,775

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	48	48	0	6,248
当期変動額				
新株の発行				1,499
当期純利益				1,891
自己株式の取得			△0	△0
自己株式の処分				184
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△48	△48	△0	△48
当期変動額合計	△48	△48	△0	3,526
当期末残高	0	0	-	9,775

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

レンタル器具

経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数に基づいた定額法で処理しております。

レンタル器具以外

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 受注損失引当金

受注契約の損失に備えるため、当事業年度末の請負案件のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な請負案件については、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

#### (4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、当事業年度末における事業損失見込額を計上しております。

#### (5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

#### 売上高及び売上原価の計上基準

制作に係る請負案件に係る収益認識に関して、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

通常の支払期限について、履行義務の充足時点である引渡後概ね1か月程度で支払いを受けておりますが、履行義務の充足前に受領し契約負債として計上している場合もあります。

なお、契約に含まれる重要な金融要素及び重要な対価の変動はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 関係会社株式、関係会社出資金の評価

当事業年度の貸借対照表の資産の部、固定資産、投資その他の資産に関係会社株式1,678百万円、関係会社出資金0百万円を計上しております。

関係会社株式及び関係会社出資金の評価については、市場価格がないことから、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと判断したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて相当の減額処理を行うこととしております。

なお、回復可能性の検討は関係会社の事業計画に基づいて判断しており不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済条件の変動等により翌事業年度において損失が発生する可能性があります。

### 2. 関係会社への貸付金の評価

当事業年度の貸借対照表の資産の部、流動資産、その他の中に関係会社短期貸付金173百万円及び固定資産、投資その他の資産に関係会社長期貸付金1,800百万円及び損益計算書の特別利益の中で関係会社貸倒引当金戻入額7百万円、特別損失の中で関係会社貸倒引当金繰入額2百万円を計上しております。

貸倒懸念債権として区分された貸付金については財務内容評価法により経営状態、財政状態、事業計画の実現可能性、支払能力等の点から判断しております。

上述の見積り及び仮定において、将来の予測不能な事業環境の著しい悪化等により見積りに用いた仮定が変化し、貸付先の経営成績及び財政状態がさらに悪化した場合、貸倒引当金の設定により翌事業年度において損失が発生する可能性があります。

### 3. 固定資産の減損

当事業年度の貸借対照表の資産の部、固定資産に有形固定資産2,829百万円及び無形固定資産397百万円を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産の減損」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### 4. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高

当事業年度の損益計算書において、この方法により20,696百万円の売上高を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 3. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### 貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,699百万円
- 当事業年度の末日は金融機関が休業日でありましたが、当事業年度末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。  
なお、当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。  
受取手形 0百万円
- 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）  
短期金銭債権 239百万円  
短期金銭債務 130百万円

### 損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高  
売上高 76百万円  
仕入高 2,046百万円  
販売費及び一般管理費 91百万円  
営業取引以外の取引高 594百万円
- 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 129百万円
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額  
売上原価 35百万円
- 特別利益の投資有価証券売却益及び特別損失の投資有価証券売却損は、政策保有株式売却により保有する資産の効率化と財務体質の強化を図るため、当社が保有する投資有価証券の一部を売却したものです。
- 特別損失の貸倒引当金繰入額は、2025年12月31日の長期売掛金の期末残高1,521百万円について、当該取引先及び当該取引先のメインバンクより一部債務免除の依頼があり、当該取引先及び当該長期売掛金の保証会社における財務状況や将来の収益環境等を考慮し検討した結果、将来の回収可能性が極めて低いと合理的に見込まれる金額を計上したものであります。
- 特別損失の関係会社株式売却損は、連結子会社である株式会社ハイブリッドラボの株式を全て売却したことによるものであります。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	119,827	24	119,000	851
合計	119,827	24	119,000	851

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加24株は単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少119,000株は2026年12月5日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	59百万円
未払事業所税	4百万円
未払費用	30百万円
賞与引当金	115百万円
長期未払金	27百万円
貸倒引当金	665百万円
棚卸資産評価損	14百万円
貸付金利息	2百万円
受注損失引当金	40百万円
関係会社事業損失引当金	4百万円
会員権評価損	47百万円
投資有価証券評価損	33百万円
関係会社株式	65百万円
関係会社出資金	37百万円
繰延消費税額等	0百万円
減価償却の超過額	9百万円
債務保証損失引当金	3百万円
繰延税金資産小計	1,161百万円
評価性引当額	△920百万円
繰延税金資産合計	240百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産（負債）の純額	240百万円

(注) 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

## 企業結合等関係に関する注記

該当事項はありません。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主 株 主 ( 法 人 )	(株)エイ・ クリエイツ (注1,2,3)	被所有 直接13.4% (注1)	顧客紹介にかかる情報 提供に関する業務委託 契約 (注4)	顧客紹介手数料 (注4) 費用の立替	35  1	未払金	11

(注) 1. (株)エイ・クリエイツは当社の元代表取締役社長望月圭一郎氏（以下、望月氏）が代表取締役を務め、100%出資をしている同氏の資産管理会社であります。なお望月氏は(株)エイ・クリエイツを介して上記の議決権等の所有割合を保有しておりますが、これとは別に望月氏の個人名義でも当社株式の2.6%を直接保有しております。

2. (株)エイ・クリエイツ及び望月氏の議決権行使に関しては当社指名・報酬委員会に預託をしております。

3. 望月氏については、2024年2月14日開催の当社取締役会にて設置を決議した特別調査委員会による調査、過年度訂正及び改善措置支援等のための外部専門家費用等に対する責任追及として損害賠償請求を行っており、現在その民事調停の最中であります。

#### 4. 契約内容、取引条件及び取引条件の決定方針等

2024年9月30日公表の適時開示「当社の元代表取締役社長が代表取締役を務める会社との業務委託契約締結に関するお知らせ」の記載の通り、(株)エイ・クリエイツの顧客紹介活動により、当社グループの各社が、顧客との間で契約が成立し、かつ工事又は設計の着手に至った場合は、顧客と当社グループの間の請負金額（税抜）の一定の固定料率を上限とする紹介料を案件引渡完了後に支払うものであります。

一定の固定料率は他の協力会社等と業務委託契約を締結する際の料率と同水準となりますが、その他の固定報酬は一切発生しません。また、(株)エイ・クリエイツは、当社グループに対し、顧客紹介に関する経費などを一切請求しないものとしております。

当該契約は、原則として他の協力会社等と締結する契約と同様のものですが、望月氏が当社の元代表取締役社長であったことや、当社のガバナンス体制の保全の観点から、当該契約では特約として、主に以下の内容を規定しております。

- (1) (株)エイ・クリエイツは、(株)エイ・クリエイツが当社グループに紹介した顧客に対して、当社グループが独自に営業することを妨げない。
- (2) 当社は、(株)エイ・クリエイツ（望月氏）に「執行役員」という肩書を付与するが、案件を当社グループに紹介するに際しては、エイ社は顧客に対し、エイ社が当社グループの契約締結権限を有さず、請負契約締結については当社グループと直接行うものであることを説明する。（望月氏が紹介活動を行うにあたり、当社の「執行役員」の肩書を付しておりますが、同氏は当社グループの従業員ではないため、当社グループの社屋に常駐するものではございません。）
- (3) (株)エイ・クリエイツによる情報の提供及び顧客の紹介によって、当社グループの物件受注が確定した場合、(株)エイ・クリエイツは当社グループに「案件紹介書」を提出する。
- (4) (株)エイ・クリエイツは当社に「活動報告書」を月1回提出する。

- (5) ㈱エイ・クリエイツは、当社の監査等委員会との面談を行う。当該契約締結から6カ月間は月1回の面談とし、その後の実施頻度は当社と望月氏の間で協議するが、最低でも四半期に1回は面談する。
- (6) ㈱エイ・クリエイツ（望月氏）はビジネスリテラシーの向上のための研修受講に努めるものとし、四半期ごとに受講履歴を提出する。
- (7) ㈱エイ・クリエイツ及び望月氏が保有する当社の株式にかかる株主権の行使は、当社の指名・報酬委員会が指定する者に委託するが、その委託の期間は、当該契約の終了時までとする。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	静清装備(株) (注4)	所有 直接100%	工事用資材等の購入 資金の援助 役員の兼任 債務保証 (注3)	利息の受取 (注1)	0	関係会社長期 貸付金 (注2)	63
子会社	墨東建材工業 (株)	所有 直接100%	建築資材の購入 資金の援助 役員の兼任	貸付金返済 利息の受取 (注1)	67 9	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 (注5)	67 714
子会社	(株)ハイブリッド ドラボ (注6)	所有 直接100%	商品・製品の購入 資金の援助 役員の兼任	貸付金返済 利息の受取 (注1)	451 1	-	-
子会社	LUCKLAND ASIA PTE.LTD.	所有 直接100%	工事用資材の輸出 資金の援助 出向社員等の給与の立 替	貸付金返済 利息の受取 (注1)	138 2	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 未収収益 立替金 (注7)	11 103 17 76
子会社	LUCKLAND (CAMBODIA) Co.Ltd.	所有 直接0% 間接100%	資金の援助	資金の貸付	3	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 立替金 (注8)	3 14 3
子会社	LUCKLAND (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接49% 間接24.99%	工事用資材の輸出 資金の援助 出向社員等の給与の立 替	貸付金返済 利息の受取 (注1)	17 3	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 未収収益 立替金 (注9)	19 315 34 100

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	LUCKLAND HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接49%	資金の援助	貸付金返済	3	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収収益 (注10)	6 83 0
子会社	LUCKLAND VIET NAM CO., LTD.	所有 直接100%	設計業務の委託 資金の援助 出向社員等の給与の立替	-	-	関係会社長期貸付金 立替金 (注11)	117 117
子会社	PT.LUCKLAND CONSTRUCTION INDONESIA	所有 直接0% 間接67%	工事中資材の輸出入的支援 資金の援助 出向社員給与等の立替	貸付金返済	2	関係会社長期貸付金 未収収益 立替金 (注12)	51 1 26
子会社	台灣樂地建築室內裝修股份有限公司	所有 直接100%	工事中資材の輸出入的支援 資金の援助 役員の兼任 出向社員等の給与の立替	貸付金返済 利息の受取 (注1)	9 0	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収収益 立替金 (注13)	10 62 0 40
子会社	VIET BOKUTO CO., LTD	所有 直接100%	資金の援助	貸付金返済 利息の受取 (注1)	5 0	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収収益 (注14)	6 53 0

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案し、利率を合理的に決定しております。

2. 静清装備(株)への上記債権に対して貸倒引当金63百万円を計上しております。

3. 連結子会社である(株)木戸設備工業からの借入債務の連帯保証にかかるものであり、20百万円の債務保証損失引当金戻入額及び10百万円の債務保証損失引当金を計上しております。

4. 静清装備(株)については、上記以外に貸倒引当金戻入額（特別利益）0百万円、8百万円の関係会社事業損失引当金戻入額及び14百万円の関係会社事業損失引当金を計上しております。

5. 墨東建材工業(株)への上記債権に対して135百万円の貸倒引当金を計上しております。

6. 当社は2025年6月30日付で株式会社ハイブリッドラボの全株式を売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなりました。このため取引金額には関連当事者であった期間（2025年1月1日から2025年6月30日）の金額、議決権の所有（被所有）割合には関連当事者に該当しないこととなる2025年6月30日時点に記載しております。

7. LUCKLAND ASIA PTE.LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対し、11百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び192百万円の貸倒引当金を計上しております。

8. LUCKLAND (CAMBODIA) Co.Ltd.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対し2百万円の関係会社貸倒引当金繰入額（特別損失）及び20百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. LUCKLAND (THAILAND) CO.,LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対して17百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び431百万円の貸倒引当金を計上しております。
10. LUCKLAND HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び未収収益に対して3百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び91百万円の貸倒引当金を計上しております。
11. LUCKLAND VIET NAM CO., LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対して232百万円の貸倒引当金を計上しております。
12. PT. LUCKLAND CONSTRUCTION INDONESIAへの上記債権に対して2百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び53百万円の貸倒引当金を計上しております。
13. 台湾樂地建築室內裝修股份有限公司への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対して9百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び108百万円の貸倒引当金を計上しております。
14. VIET BOKUTO CO., LTD.の関係会社長期貸付金に対して3百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）、6百万円の貸倒引当金戻入額（特別利益）及び18百万円の貸倒引当金を計上しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	860円08銭
2. 1株当たり当期純利益	183円54銭

#### 重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2026年2月13日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役を対象として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額90百万円以内（うち社外取締役27百万円以内）、監査等委員である取締役について年額30百万円以内とする譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年3月30日開催予定の当社第56回定時株主総会に付議することといたしました。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社ラックランド  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区  
代表社員 公認会計士 茂木秀俊  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラックランドの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラックランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社ラックランド  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラックランドの2025年1月1日から2025年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①当監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、及び法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社ラックランド 監査等委員会

社外取締役 監査等委員会委員長 横山友之<sup>Ⓔ</sup>

社外取締役 監査等委員（常勤） 橋本真樹夫<sup>Ⓔ</sup>

社外取締役 監査等委員 沼井英明<sup>Ⓔ</sup>

社外取締役 監査等委員 大下良仁<sup>Ⓔ</sup>

(注) 監査等委員 横山友之、橋本真樹夫、沼井英明及び大下良仁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上